

令和元年度名古屋市教育委員会第19号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者について、モデル実践校に指定された学校の教職員と連携して授業改善の業務を行う必要があることから、これらの者の勤務時間等を学校の教職員と同様の取扱いにできるよう、勤務時間の特例等を定めるものです。

勤務時間		休憩時間 (休憩時間の時限)	週休日
A	8:15 ～ 16:45	45分 (指導室長が定めます。)	日曜日・土曜日
B	8:45 ～ 17:30	1 時間 (12:00 ～ 13:00)	

(2) その他規定の整理を行います。

2 施行期日

令和元年 9 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「正午まで」を「午後 1 時まで」に改める。

別表中

「

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、その時限は午後 0 時15分から午後 1 時まで	日曜日及び土曜日とする。
--------------------------------	---	---	--	--------------

付職員			とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。

」

を

「

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、その時限は午後 0 時15分から午後 1 時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	
指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	

」

に改める。

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項中「正午まで」を「午後 1 時まで」に改める。

(名古屋市教育センター処務規則の一部改正)

第 3 条 名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第

15号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「正午まで」を「午後1時まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の各規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第1条中名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則別表の改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第 2 条 (略) 2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあつては午後 0 時15分から <u>午後 1 時</u> までとする。 3 ～ 5 (略)	(勤務時間の特例等) 第 2 条 (略) 2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあつては午後 0 時15分から <u>正午</u> までとする。 3 ～ 5 (略)

2 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第 4 条の 2 (略) 2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあつては午後 0 時15分から <u>午後 1 時</u> までとする。 3 (略)	(勤務時間の特例等) 第 4 条の 2 (略) 2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあつては午後 0 時15分から <u>正午</u> までとする。 3 (略)

3 名古屋市教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第3条の2 （略） 2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合にあつては正午から午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から<u>午後1時</u>までとする。 3 （略）	（勤務時間の特例等） 第3条の2 （略） 2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合にあつては正午から午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から<u>正午</u>までとする。 3 （略）